

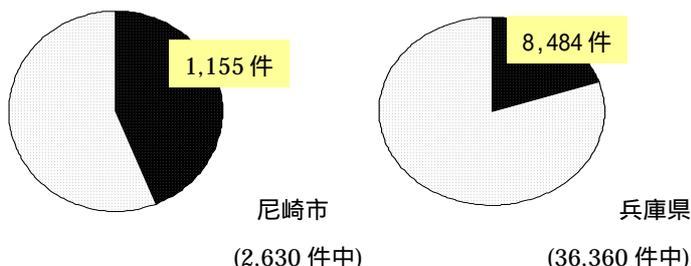
# ルールとマナーを守って楽しくサイクリング

さあ、春です。心も身体もウキウキしてきますね。これからは外出することも多くなってきそうです。

初めて自分の自転車を買ってもらった人、進学して自転車通学を始める人、健康やダイエットのためにサイクリングを楽しみたい人。その前に、自転車に関するルールとマナーをもう一度考えてみませんか？

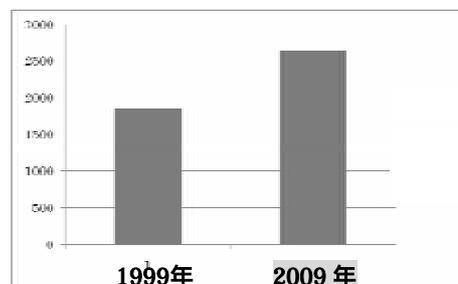
## 尼崎市の自転車事故はこんなに多い！

2009年自転車事故



交通事故件数中、自転車に関係している人身事故は、兵庫県全体では、全体の約20%ですが、尼崎市は44%と割合が多くなっています。

県内の自転車事故 10年前との比較



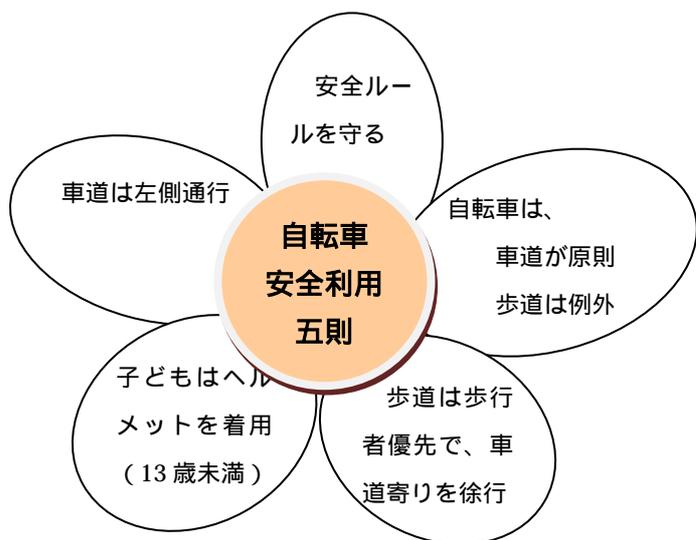
近年、自転車による事故は多発しています。ちょっとした心のゆるみや甘えで、大けがをしたり、命に関わる事故につながる危険性があるのです。

資料提供：交通安全課

事故は、被害者はもちろんのこと、加害者になっても悲劇です。 そうならないためにはどうしたらよいでしょう。

## 交通ルールを守ろう！

自転車は軽車両と言って車の仲間です。運転する者には、安全に関する義務と責任があります。どんなルールがあるのかをしっかりと覚えましょう。



### ◆ 安全ルール

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

### 歩道通行ができるのは

道路標識等で指定された場合

運転者が児童・幼児（13歳未満）・70歳以上の高齢者の場合

車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

### ルール違反には罰則がかけられます！

二人乗り・・・ 2万円以下の罰金

夜間の無灯火・・・ 5万円以下の罰金

運転中の携帯電話・・・ 5万円以下の罰金



## マナーを守って！

自転車はすぐに動かすことができ、手軽に使える乗りものです。でも、その安易さからか多くのトラブルが生じています。駅前、商店街の中や狭い歩道、迷惑駐輪していませんか？ 歩行者や車椅子・杖等を使用している身体障害者、また、車両など他の交通に障害を与えるケースもあります。特に、緊急自動車の通行が妨げられ、市街地における救命救急・消防活動など人命に関わる事態への対応に支障となる場合があり、社会問題となっています。一人ひとりが「思いやり」の心を持ちましょう！